

## 視覚障害者は読み書きで困っています!!

国連の権利条約や障害者差別解消法においても障害者が自ら意思決定することが重要だとされています。そのため、視覚障害者が困っている読み書きの支援が不可欠です。

- どこからの郵便物なのかわからない、郵便物が読めない
- どれが重要な書類なのかわからない
- 回覧板の内容が読めない
- イベントや催し物の内容がわからないので申し込めない
- 薬や家電製品等の説明書及び注意書きが読めない
- 子どもが通う学校からの便りやお知らせが読めない
- 子どもの習い事の申請が難しい
- レシートが整理できない
- スーパー等の広告やチラシがわからない
- 病院の問診票が書けない
- 自治体の申請・届け出書類が書けない



意思疎通支援の代筆・代読支援の他に、同行援護（外出時の支援）、居宅介護（家事援助の一環）で代筆・代読の支援が行われています。

発行 令和5年（2023年）3月

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

住所 〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2

電話 03-3200-6169 ファックス 03-3200-7755

ホームページ：http://nichimou.org/



厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業

# 視覚障害者への 代筆・代読支援



このリーフレットは、厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業の「視覚障害者の代筆・代読の効果的な支援方法に関する調査研究」の結果を元に、各自治体において視覚障害者への代筆・代読支援の普及を図り、代筆・代読支援が効果的に行われることを目的に作成したものです。



※本事業の報告書は、本連合のホームページ  
(<http://nichimou.org/>) に掲載されています。

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

意思疎通支援事業の代筆・代読支援の実施を求める  
視覚障害者の声

- 居宅介護（家事援助）において代筆・代読支援を受けることができるが、調理や掃除を優先してお願いするので代筆・代読をしてもらう時間が少ない。
- 同行援護では、外出先での代筆・代読支援なので、手紙や資料等を代筆・代読してもらうには個人情報が洩れる可能性があるのでは心配。
- 家族がいれば、家族に代筆・代読してもらえらるが、いない時が多い。また、たとえ家族でもあっても個人的な情報を読んでもらうことにためらいがある。
- 拡大読書器やルーペ等を使用して、読み書きしているが、全体や必要な部分を把握するのに時間がかかり難しい。また、眼が疲れる。
- 弱視なので読み書きに困っているが、障害支援区分が低いため、居宅介護（家事援助）の制度で代筆・代読が受けられない。
- 移動すること自体が大変なので、できることなら自宅で代筆・代読支援を受けたい。

地域の視覚障害者のニーズを把握してください!!

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月25日に公布・施行されました！

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月25日法律第100号）  
 第1条（目的） この法律は、障害者に対する情報の提供その他の施策の充実を図り、障害者に対するサービスの向上を図ることに資することを目的とする。  
 第2条（定義） この法律において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者その他の障害を有する者（以下「障害者」という。）をいう。  
 第3条（国の責務） 国は、障害者に対する情報の提供その他の施策の充実を図ることに資することを目的として、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第4条（自治体の責務） 自治体は、障害者に対する情報の提供その他の施策の充実を図ることに資することを目的として、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第5条（国・自治体の連携） 国は、自治体と連携して、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第6条（国・自治体の連携） 自治体は、国と連携して、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第7条（国・自治体の連携） 国・自治体は、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第8条（国・自治体の連携） 国・自治体は、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第9条（国・自治体の連携） 国・自治体は、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。  
 第10条（国・自治体の連携） 国・自治体は、本法の目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することが明記されています。  
 視覚障害者にとりて、代筆・代読により情報の取得・発信・意思疎通支援の重要性が法制度の上でも増えています。

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhouyutoku/pdf/jouhou\\_gaiyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhouyutoku/pdf/jouhou_gaiyo.pdf)

意思疎通支援事業の代筆・代読支援の実施のお願い

視覚障害者にとって代筆・代読支援を受けることは社会参加する上で必要不可欠です。居宅介護や同行援護においても、代筆・代読支援を受けることは可能ですが、障害支援区分等の条件があります。  
 しかし、地域生活支援事業の意思疎通支援事業として実施する場合には、地域の実状に応じて、見えない・見えにくいことで読み書きに困っている人の支援を行うことができます。

ぜひ、意思疎通支援事業での代筆・代読支援の実施をお願いします。



POINT

市区町村で行う地域生活支援事業の中で、意思疎通支援事業は「必須事業」に位置付けられています。また、手話通訳者、要約筆記者、代筆・代読等の意思疎通を支援する者の派遣等を行うことが明記されています。



POINT

既に、意思疎通支援で代筆・代読支援をおこなっている自治体では、視覚障害者団体等との協議を重ねて、地域の特性や利用者の状況に合わせてながら柔軟に実施されています。また、同時に実績や利用者のニーズを把握しながら、利用時間や範囲を増やす等の制度をブラッシュアップする取り組みも行われています。まずは始めることが重要です。



POINT

弱視（ロービジョン）の方も、読み書きに困っています。ほとんどの文字が小さい、野線や枠などが薄い等の理由で自分だけでは読み書きが難しく、代筆・代読支援を求めています。



POINT

ガイドヘルパー、ホームヘルパー、自治体や団体が実施する代筆・代読支援従事者養成研修の修了者等が代筆・代読支援にあたりています。

自治体の実施例等の詳細はホームページに公開されている報告書を御覧ください。

## 卷末資料

視覚障害者の代筆・代読支援に関する  
アンケート調査票

問3 視覚障害者向けに代筆・代読支援を実施することとなった経緯・きっかけはどのようなものですか。該当するものに○を付けて下さい。(複数回答可)

1. ニーズ調査や自立支援協議会等の議論の結果
2. 障害当事者から要望があった
3. 障害者サービス提供事業所から提言があった
4. 意思疎通支援事業の一つとして(当然のこととし)実施した
5. その他

問4 地域に住む視覚障害者に対しどのようなようにして代筆・代読支援の情報を提供していますか。該当するものに○を付けて下さい。(複数回答可)

1. 障害者福祉のしおりに掲載している
2. 自治体の広報紙に定期的に掲載している
3. 自治体のホームページに掲載している
4. 事業のリーフレットを作成して配布している
5. 身体障害者手帳を交付する際に窓口で案内している
6. その他

問5 代筆・代読支援を実施するため人材の養成に取り組んでいますか。(複数回答可)

1. 自治体として研修等を実施して養成に取り組んでいる(委託を含む)
2. 地域の関連の団体や事業所が行っている養成に対して補助金を交付している
3. 地域の関連の団体や事業所の取組みで足りると考えられている(補助金の交付は行っていないが養成の状況は把握している)
4. 養成の取り組みは特に行っていない
5. 点訳者養成研修を行っている
6. 音訳者養成研修を行っている

問1 貴自治体名と部署名をご記入ください。

1. 貴自治体名 ( )
2. ご記入部課名 ( )

問2 地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」における、視覚障害者向けの代筆・代読支援について、実施状況等をお書き下さい。

※移動支援事業、同行援護事業、居宅介護事業における代筆・代読支援は除きます。

1. 実施している支援内容

※該当する箇所に○を付けてください。

- ①代筆支援のみ
- ②代読支援のみ
- ③代筆支援・代読支援両方
- ④実施していない
- ⑤その他 ( )

2. 事業開始年度 ( ) 年度～)

3. 利用状況 (単位:人)

|                 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 利用者数<br>(年度末時点) |       |       |       |
| 延べ利用回数          |       |       |       |

☆可能であれば、実施要綱をご提供ください。  
ホームページ等で公表している場合は、URLをご記入下さい。

URL \_\_\_\_\_

※「④実施していない」と回答した自治体は、問7、問9、問10、問11、問13を回答してください。

問8 地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」の代筆・代読支援においてICT機器を活用したりリモート支援を行っていただけます。「はい」と回答した場合、その具体的な方法も教えてください。（ICT機器＝パソコン・スマートフォン等）

1. はい

○具体的な方法

2. いいえ

3. その他

問9 同行援護事業における代筆・代読支援は外出先で行うこととされていますが、支援する前後に自宅での代筆・代読支援を特例的に一定時間認めていますか。（単一回答）

1. 認めている（時間・分）

2. 認めていない

3. 同行援護事業所の裁量に任せている

4. その他

問10 居宅介護事業における代筆・代読支援について視覚障害当事者または事業所から要望がありますか。（複数回答可）

1. 家事援助との兼ね合いで代筆・代読では支援時間が足りない  
ので、時間を増やしてほしい

2. 代筆・代読の支援者の養成研修を実施してほしい

3. 代筆・代読を実施した際の報酬を加算してほしい

4. その他

7. 盲ろう者通訳・介助員の養成研修を行っている

8. その他

問6 代筆・代読支援の利用時間、利用回数をどのように設定していますか。該当するものに○を付け、また、該当する欄にご記入ください。

1. 1回当たりの上限時間：時間

2. 1週間当たりの上限時間または回数：時間、回

3. 1ヶ月当たりの上限時間または回数：時間、回

4. 利用時間につき特に規定は設けていない（支援計画による任意の設定等）

5. その他

問7 意思疎通支援事業で代筆・代読支援を行う上で何が課題だと思えますか。（複数回答可）

1. 支援者の確保

2. 支援者の養成方法（カリキュラム）の確立

3. 支援事業を担う事業所の確保

4. 利用者が増えない

5. 支援を行う際のプライバシー保護（情報漏洩対策の確立）

6. 契約書等取り扱いが難しい資料への対応策の確立

7. 利用者ニーズの把握

8. 事業の周知

9. 財源（予算）の確保

10. 分からない

11. その他

問 1 3 視覚障害者への代筆・代読支援に関してご意見等があればご記入ください。(自由記述)

問 1 1 地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」以外で代筆・代読支援を実施していますか。(複数回答可)

1. 公共図書館における対面朗読サービスで任意の資料の代筆・代読支援を行っている
2. 点字図書館における対面朗読サービスで任意の資料の代筆・代読支援を行っている
3. ボランティア団体等の代筆・代読支援の活動に補助金を支給している
4. ボランティア団体等の代筆・代読支援の活動を後押ししている (広報等)
5. 特に実施していない
6. その他

問 1 2 貴自治体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画(推進計画)を策定していますか。また、その推進計画において代筆・代読を位置づけていますか。

1. 推進計画を策定し、代筆・代読を位置づけている
2. 推進計画を策定しているが、代筆・代読を位置づけていない
3. 現在推進計画の策定作業中
4. 現在推進計画の策定に向けて検討中
5. 推進計画の策定する予定はない(未定も含む)

☆「1. 推進計画を策定し、代筆・代読を位置づけている」と回答した自治体は、可能であれば、推進計画書をご提供ください。ホームページ等で公表している場合は、URLをご記入ください。  
URL \_\_\_\_\_

質問は以上です。ありがとうございました。

視覚障害者の代筆・代読支援に関する  
事業所向けアンケート調査票

3. 特に工夫はしていない  
4. そもそも代筆・代読支援の実績がほとんどない  
5. わからない  
6. その他 ( )

問4 代筆・代読支援を行っている上での課題または行っていないことの課題はなんですか。(複数回答可)

1. 支援者のスキル  
2. 支援者の確保  
3. 利用者のニーズを汲み取ること  
4. 代筆・代読ができる範囲が明確でない  
5. その他 ( )

問5 複数の事業において視覚障害者への代筆・代読支援を行うことについて、課題と思うことは何ですか。(複数回答可)

1. 支援者の確保  
2. 支援者のスキル不足  
3. 利用者が増えない  
4. 支援を行う際のプライバシー保護(情報漏洩対策)  
5. 契約書等取り扱いが難しい資料への対応  
6. 支援事業を維持するための財源の確保  
7. 連う事業なので報酬の請求が複雑  
8. 分からない  
9. その他 ( )

問6 視覚障害者への代筆・代読支援に関してご意見及び地方自治体、国等に求めることがありましたらご記入ください。(自由記述)

質問は以上です。ありがとうございました。

貴事業所名をご記入ください。( )

問1 貴事業所において視覚障害者向けの代筆・代読支援をどの事業で実施していますか。また、行っている支援に○をつけてください。(複数回答可)

1. 地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」において実施している(代筆のみ、代読のみ、代筆・代読の両方)  
2. 地域生活支援事業の「移動支援事業」において実施している(代筆のみ、代読のみ、代筆・代読の両方)  
3. 同行支援事業において実施している(代筆のみ、代読のみ、代筆・代読の両方)  
4. 居宅介護事業において実施している(代筆のみ、代読のみ、代筆・代読の両方)  
5. いずれの事業において実施していない

問2 問1で「1. 意思疎通支援事業において代筆・代読支援を実施している」と回答された事業所にお伺いします。

- 実施することとしたきっかけは何ですか。(複数回答可)
1. 障害当事者からの要望に対応した  
2. 自治体が予算化した  
3. 意思疎通支援事業の一つとして(当然のこととし)実施した  
4. ケアマネジャーなどからの包括的な支援計画  
5. その他 ( )

問3 同行支援事業は外出先、居宅介護事業は自宅で代筆・代読支援ですが、視覚障害者(利用者)からは両方の支援を切れ目なく受けることができれば利便性が高まるとの声があります。そうした声に対応するため何か工夫していますか。

1. ガイドヘルパーが居宅で代筆・代読支援を一定時間行う形にしている  
2. 両方の事業を組み合わせて同じヘルパーが支援にあたるようにしている

